

岡山県地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14の規定に基づき、地域医療構想の達成に必要な協議を行うため、協議の場として、岡山県地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域医療構想の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地域医療構想の進捗状況及び課題の把握並びに取組の検討に関すること。
- (3) 各構想区域の地域医療構想調整会議への支援に関すること。
- (4) 構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関すること。
- (5) その他地域医療構想の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者のうちから県知事が委嘱又は任命する。

- (1) 各構想区域の地域医療構想調整会議の議長
- (2) 医療関係団体の代表者
- (3) 大学病院本院の代表者
- (4) 医療保険者の代表者
- (5) 介護関係団体の代表者
- (6) 市町村の代表者
- (7) 地域住民の代表者

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、初回の任期のみ平成32年2月29日を終期とする。

- 2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定は、委員を新たに追加する場合について準用する。
- 4 委員は、任期終了後であっても、新たに委員が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により定め、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を

代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 調整会議には、「地域医療構想における取組について」(令和8年7月8日付け医政発0708第12号厚生労働省医政局長通知)により地域医療構想調整会議の議論が活性化するよう助言する役割を担う者として国が選定する地域医療構想アドバイザーの出席を求めるものとする。
- 3 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。
- 5 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

(事務局)

第7条 調整会議の庶務を司る事務局は医療政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年8月19日から施行する。